平成２２年（フ）第１７８号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松108番地
債務者　舘山　　優
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９９号
青森県弘前市大字北園１丁目８番地28　コーポランドスケープ203号
債務者　葛西　　吏
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０６号
青森県弘前市大字下湯口字青柳43番地３
債務者　小山内光子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１２号
青森県弘前市大字八代町８番地１
債務者　竹谷　恭子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６８号
広島県府中市鵜飼町631番地２
債務者　瀬戸　洋美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９８号
広島県福山市入船町１丁目７番22号
債務者　山本　昭治
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２３８１６号
東京都江戸川区北小岩６－４－５　小俣方、開始決定時の住所東京都杉並区阿佐谷北２丁目36―13―301
破産者　田中　源淳
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５８６号
東京都西東京市保谷町３丁目９－９―302
破産者　清水　健二
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６４７号
東京都文京区春日１丁目９―25―622
破産者　和久　陵子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７８２号
東京都東大和市上北台２丁目１―19―403
破産者　斉藤　千香
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３７８号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼３丁目５番地31、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市宮前区鷺沼３丁目２番地７
破産者　株式会社ファニエンテ
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３７９号
神奈川県川崎市宮前区土橋３丁目７―11
破産者　大久保仁博樹
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６０３号
東京都大田区蒲田５丁目７－４―702
破産者　関　　元子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６８０号
東京都足立区東和１丁目14―21―302
破産者　有留　昭洋
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５７号
東京都葛飾区東堀切２丁目20―２―202
破産者　佐藤　雅洋
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２８０号
東京都杉並区高円寺北４丁目17番11号
破産者　有限会社木ノめ鮨
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２８１号
東京都世田谷区上野毛４丁目３―12　清水建設株式会社上野毛単身寮
破産者　田中　洋一
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２８２号
東京都世田谷区上野毛４丁目３―12　清水建設株式会社上野毛単身寮
破産者　田中　秀子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２８３号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目25―35
破産者　春日　彩子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３０５号
神奈川県横須賀市本町２丁目４番地
破産者　有限会社清田商産
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部